

審 査 書

(仮称) J F E 環境(株)鶴見エコクリーン建設事業に係る環境影響評価準備書及び環境影響評価書に関する横浜市環境影響評価条例第 23 条第 1 項に規定する環境保全の見地からの意見は、次のとおりである。

横浜市長 中田 宏

第 1 対象事業の概要

1 事業者の氏名及び住所

氏名：J F E 環境株式会社

代表者：代表取締役 福武 諄

住所：横浜市鶴見区弁天町 3 番地 1

2 対象事業の名称及び種類

名称：(仮称) J F E 環境(株)鶴見エコクリーン建設事業(以下「本事業」という。)

種類：廃棄物処理施設の建設(横浜市環境影響評価条例に規定する第 1 分類事業)

3 対象事業の実施区域

鶴見区末広町二丁目 1 番 5 ほか(以下「計画地」という。)

4 対象事業の目的

本事業は、廃棄物焼却設備、破碎設備、灰溶融設備、余熱利用設備により構成される廃棄物処理・再資源化施設を整備し、横浜市鶴見区内に所在する自社の各事業所や、横浜市内及び近隣自治体の事業者が排出する産業廃棄物を受け入れ、廃棄物の適正処理、リサイクルの推進を目指すことを目的としている。

5 対象事業の内容

計画地の敷地面積は $13,040\text{m}^2$ で、土地利用計画は、建築面積の合計が $2,495\text{m}^2$ 、焼却設備及び煙突等の屋外施設の面積が $1,330\text{m}^2$ 、緑地の面積が $2,200\text{m}^2$ 、構内道路・駐車場等の面積が $7,015\text{m}^2$ となっている。また、建築物の高さは地上 31m の計画である。

本事業は焼却施設を設置するもので、焼却炉のほか、灰溶融炉及び受入供給設備と

して廃酸・廃アルカリ・廃油の受入タンク、破砕機を設置し、また、余熱利用設備として焼却に伴う廃熱を電気エネルギーとして回収する蒸気タービン発電機を設置する計画である。焼却施設からの排出ガスは排ガス処理設備で処理した後、高さ80mの煙突から排出する。主な設備の概要は次表のとおりである。

設備名称	主要機器等	処理能力	設置数
受入供給設備	破砕機	5 t/時	1 基
焼却設備	焼却炉 (キルン・ストーカ炉)	200 t/24時間	1 炉
灰溶融設備	灰溶融炉 (溶融キルン炉)	950kg/時	1 炉
余熱利用設備	蒸気タービン発電機	1,800 k W	1 基

上記施設で処理する廃棄物は、次表に示すとおり、自社事業所を含む横浜市及び近隣自治体の事業者から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物とする計画である。

分類	種類		収集対象
産業廃棄物	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、燃え殻、ばいじん、金属くず		横浜市内及び近隣自治体の事業者 (自社事業所も含む)
特別管理産業廃棄物	廃アルカリ		横浜市内及び近隣自治体の事業者 (自社事業所も含む)
	特定有害産業廃棄物	汚泥(水銀、有機リン、セレン、P C B、ダイオキシン類を含まないもの) 廃アルカリ(水銀、有機リン、セレン、P C Bを含まないもの)	

第2 地域の特性

計画地は、埋立により造成された横浜市鶴見区の臨海部に位置し、昭和62年まで操業されていた東京ガス株式会社のガス及びコークス製造工場の跡地で、都市計画法の地域・地区の指定状況は、工業専用地域、臨港地区に指定されている。計画地の東側は、物流センターがあり、西側は、自社関連会社のヨットヤードと自社の産業廃棄物中間処理施設がある。また、南側の対岸には、電気機械器具の製造工場があり、北側は自社関連会社の工場となっている。周辺の地形は、ほぼ平坦であるが、北西約2.5

k m以遠には標高 20m～60m の丘陵がある。

本事業により環影影響が及ぶと想定される横浜及び川崎市域では、昭和 40 年代に高度経済成長に伴う産業型公害が大きな社会問題となり、臨海部の工業地帯を中心にその対策を強く求められた地域である。このような中、地域における窒素酸化物等の総量を削減するための取組として、大量の大気汚染物質を排出するばい煙発生施設を事業所に設置しようとする場合には、最新の排ガス処理技術・装置の導入等により排出量抑制を図るとともに、既存施設の休止、廃止や改修などにより、事業所からの大気汚染物質の排出量が増加しないようにする取組がなされてきた。

しかし、本事業により環境影響が及ぶと想定される横浜市域における、平成 19 年度の二酸化窒素の状況は、一般環境大気測定局 4 局全てにおいて、横浜市環境管理計画に定める横浜市環境目標（日平均値 0.04ppm 以下）に適合しておらず、光化学オキシダントについても、市内の他の一般環境大気測定局と同様、環境基準（1 時間値 0.06ppm 以下）に適合していない状況である。

また、横浜市は、横浜市鶴見区、神奈川区の臨海部において、企業の緑地を地域の重要な環境資源としてとらえ直し、公共の緑や水辺などと合わせて、事業者、市民等との協働による緑化活動である「京浜の森づくり事業」を進めている。

第 3 審査意見

事業の実施にあたっては、事業内容及び地域特性を考慮し、評価書に記載された事項に加え、次に示す事項に留意して行う必要がある。

1 事業計画

供用開始後の大気質の悪化等といった周辺環境への影響に対する懸念が、周辺住民から寄せられている。事業者はこれらを真摯に受け止め、誠意を持って対応することが必要である。事業の透明性を高めるために、排ガス濃度測定結果の公開や周辺住民への説明等、積極的、継続的な情報公開を推進すること。

2 環境影響評価項目

(1) 工事中

ア 土壌汚染

計画地は、過去の土地利用により、環境基準を上回る汚染物質が検出されており、覆土・舗装による飛散防止と揚水による浄化対策が現在も行われている。

工事による土地の改変にあたって、汚染土に接触した機器類の扱いや地下水汚染対策等について、土地所有者、市の関係部局と協議の上、適切な対応を行うこと。

(2) 供用時

ア 大気汚染

- (ア) 焼却施設からの排出ガス中の窒素酸化物濃度と硫黄酸化物濃度の計画目標値をそれぞれ 35ppm としており、施設の稼働に伴う窒素酸化物等による周辺環境への影響の程度は小さいものと評価されている。しかし、地域特性を考慮した場合、窒素酸化物等の排出量をできる限り低減すべきであり、排ガス処理効率の向上等を検討し、計画目標値をさらに低減すること。
- (イ) 事業者は、固形廃棄物については廃棄物ピットを設け、十分な攪拌を行い、廃棄物の均一化を図るとしている。産業廃棄物は、種類による熱量や大気汚染原因物質の変動が大きいことから、廃棄物焼却炉の燃焼管理が十分に行われない場合、発生する大気汚染物質の濃度が大きく変動すると考えられるため、廃棄物搬入計画においても均一化を徹底すること。
- (ロ) 供用時の周辺環境の大気汚染調査は、定常の稼働状態となった 1 年目の 2 季に実施するとしているが、季節による変動や施設による影響を把握できる事後調査計画とすること。
- (ハ) 環境省は、微小粒子状物質の環境基準の設定に向けて検討を行っている。
排ガス処理対策については、今後も動向を踏まえて対応すること。
- (ニ) 焼却施設の排出ガスの定期的な濃度測定は、大気汚染防止法等の関係法令及び条例によって義務付けられているが、これら測定結果については、事業者のホームページ等での公開を検討すること。
- (ホ) 大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、光化学スモッグについて注意報等が発令され、神奈川県知事から大気の汚染を減少させるための要請等があった場合は、協力すること。
- (ヘ) 事業者は、横浜市が行っている発生源の監視体制に協力すること。

イ 廃棄物・発生土

現在、産業廃棄物の焼却灰を熔融固化したスラグの品質は、日本工業規格に定められていないが、熔融スラグの物性、安全性についての品質管理を徹底し、有効利用の促進に努めること。

ウ 安全

本事業において、生活環境の保全上支障が生じるおそれがある事故等が発生した場合、速やかに適切な措置を講じ、事故等の状況や講じた措置等について関係機関に報告することはもとより、速やかに周辺住民等にも情報を提供する体制を整備すること。